

# 「沖縄県こどもの権利条例」が令和8年7月に制定されました



大学生×高校生ワークショップ



こどもの権利出前授業



沖縄県こどもの権利擁護委員会

## みんなで支える「こどもの権利条例」

県では、すべてのこどもが権利の主体として尊重され、幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「沖縄県こどもの権利条例」を制定しました。

この条例は、1994年に日本が批准した国連の「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」にある4つの基本原則を踏まえています。

- （ 差 別 の な い こ と ）
- （ 命を守られ成長できること ）
- （ こどもにとって最もよいこと ）
- （ 意見を表明し参加できること ）

条例では、これらの原則をもとにこどもの権利尊重を掲げ、県、市町村、県民の皆さまが相互に協力し合い、社会全体で「こどもまんなか社会」の実現を推進することを定めています。

また、本条例は主役であるこどもたちの声を反映して作られた点も大きな特徴です。県内の小・中・高校生などから寄せられた2,575件のアンケート結果を条文に反映したほか、高校生と大学生ファシリテーターによるワークショップを行い、前文の素案を作成しました。

## こどもの権利を守るための具体的な取組

### シンポジウムや出前授業の実施

条例の考え方を広く知ってもらうため、こどもの権利シンポジウムや学校などでの出前授業を行っています。

### 「こどもの権利相談窓口」の開設

令和9年2月までに相談窓口を開設する予定です。相談の方法や時間帯などは、こどもたちの意見を取り入れながら決めていきます。

### 「沖縄県こどもの権利擁護委員会」の設置

権利の侵害を受けたこどもや保護者などが調査を申し出ることができる専門の機関（委員会）を設置します。こちらも令和9年2月から受付を開始する予定です。

県では今後も、市町村への支援やこどもの意見表明・社会参画の推進、相談体制の充実などに取り組んでまいります。こどもと大人が互いに信頼し、尊重し合いながら、すべてのこどもが幸福に暮らせる社会をみんなで目指していきましょう。



問い合わせ 子ども若者政策課 電話：098-866-2100